

平成27年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成27年12月1日（火曜日）午前9時13分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 第71号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
第72号議案 幸田町災害派遣手当の支給に関する条例等の一部改正について
第73号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第74号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第75号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
第76号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）
第77号議案 岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について
第78号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第79号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|---------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 大竹広行君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 山本茂樹君 |
| 健康福祉部長 | 大澤正君 | 環境経済部長 | 清水宏君 |
| 建設部長 | 近藤学君 | 教育部長 | 小野浩史君 |
| 消防長 | 壁谷弘志君 | 企業立地監 | 志賀幸弘君 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 企画部次長兼 企画政策課長 健康福祉部次長兼 福祉課長 建設部次長兼 区画整理課長 消防次長兼 消防署長 | 林 敏 幸 君 山 下 明 美 君 伊 澤 勝 一 君 本 田 稔 君 | 総務部次長兼 税 務 課 長 環境経済部次長兼 水道課長 教育部次長兼 学校教育課長 会計管理者兼 出 納 室 長 | 平 松 寛 昭 君 伊 澤 正 美 君 羽 根 潤 志 君 牧 野 洋 司 君 |
|---|--|--|--|

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 桐 戸 博 康 君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、表彰状の伝達を行います。

去る10月29日、愛知県町村議会議長会第67回定期総会において、12番笹野康男議員が、議員在職15年以上にて自治功労賞表彰を受賞されました。ただいまからの伝達を行います。

笹野議員、発言台までお願いいたします。

〔12番 笹野康男君 発言台へ〕

○議長（浅井武光君） 表彰状

額田郡幸田町議会議員 笹野康男 様

あなたは、多年、町村議会議員の職にあつて、地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。

ここで表彰をします。

平成27年10月29日

愛知県町村議会議長会会長 森川元晴

代読。おめでとうございます。（拍手）

〔12番 笹野康男君 自席へ〕

○議長（浅井武光君） ここに、笹野議員が自治功労表彰をお受けになられましたことに対し、議会を代表して心からお祝いを申し上げます。長年の御苦勞に対し深く敬意をあらわすものであります。

どうか笹野議員には、ますます御自愛の上、町政発展と福祉増進のために一層の御活躍を賜りますよう切にお願いをいたします。お祝いの言葉といたします。誠にありがとうございました。

ここで12番、笹野康男議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

12番、笹野議員。

〔12番 笹野康男君 登壇〕

○12番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

このような貴重な時間をいただきまして、自治功勞の表彰の榮譽を賜りました。これも一重に皆さんのおかげだと感謝を申し上げたい、かように思っております。

平成11年4月に議員の席をいただきました。そして、早くももう15年が過ぎたわ

けでありますけれども、この15年、何をやってきたのかなと自分ながら自問自答であります。その中で、今後、皆さんとともに幸田町議会をどうすべきかということを実際に考えてまいりたい、かように思っております。

議員は、行政の監視者、チェックマンであるべし、住民の意見の集約者であるべき、最後に、政策の提案者でもあるべし、議会人としてこの3点をしっかり肝に銘じて頑張ってもらいたい、かように思っております。

今後も、皆さんとともに新たな議会改革に取り組んでいきたいと、かように思っております。ぜひとも皆さんの協力をよろしくお願いを申し上げたい、かように思っております。

僭越ではありますが、勝手なことばかり申し上げました。しかし、これからは、この幸田町、もう4万人の町になってまいります。そうしたことから、行政も議会もしっかり携えて、2人が意見を言い合い、議論を交わしながら幸田町発展のために頑張ってもらいたい、かように思っております。

本日は、本当に貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございました。失礼します。ありがとうございました。

〔12番 笹野康男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

改めまして、皆さんおはようございます。

平成27年第4回幸田町議会定例会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおりで、単行議案7件、平成27年度補正予算2件、合わせて9件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉向上のために十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。議員各位に慎重なる審議と円滑な議会運営を、格別な御協力をお願いをいたします。

12月に入り、冬の気配も色濃くなり、一日一日と寒さも増してまいりました。皆様にはくれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきたいと思います。

開会の挨拶といたします。

お諮りいたします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク社が取材で議場内のカメラを撮影しております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認め、よって、議場内のカメラ撮影は許可するものに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

今年は、例年に比べまして、幾分暖かい日が続いております。しかしながら、いよいよ

よ師走でございます。何かと慌ただしくなっておりますのでございます。

先ほど議長から表彰伝達がございました。笹野議員におかれましては、自治功労者表彰、まことにめでたうございます。心からお祝い申し上げます。今後とも行政各般にわたりまして御指導のほどよろしくお願ひしたいと存じます。おめでたうございました。

さて、本日、ここに平成27年第4回幸田町議会定例会をお願ひいたしましたところ、議員の皆様方には何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、平素より町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、また、行政運営の面におきましても御指導、御高配を賜っておりますことをあわせて敬意と感謝申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを初めとする単行議案7件、平成27年度幸田町一般会計補正予算及び平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算2件、合わせて9件でございます。後ほど、私のほうから提案理由としてその概要につきまして説明をさせていただきますが、いずれもこれから町政を進める上において重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、9名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政、推進上、重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめて誠意を持って対応させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

ここで2点、御報告をさせていただきます。

1点目は、12月5日でございます。

土曜日に毎年のごとくでございますが、愛・地球博記念公園にて、愛知万博メモリアル第10回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。幸田町も町村の部に参加いたしまして、9名の町の代表選手が出場いたします。当日は、東海テレビで中継されますので、ぜひテレビからでも応援をいただきたいと存じます。

2点目は、配付資料についてでございます。

去る10月29日にアイリス愛知で開催されました、愛知県町村会定期総会の資料と11月18日にNHKホールにおいて開催されました、全国町村長大会の資料を本日、お手元に配付させていただきます。ご覧いただきたいと存じます。

以上、定例会開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

第76号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれ

あいプラザ)の関係資料におきまして3カ所誤りがございました。内容は、正誤表にて記載をさせていただきますが、項目の見出し番号の誤りであります。内容精査が至らなかったことにつきましておわび申し上げ、訂正をお願い申し上げたいと思います。大変申しわけありませんでした。よろしくお願い申し上げます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、平成27年第4回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時13分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時13分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 大嶽 弘君、11番 池田久男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月21日までの21日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願います。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査8月分、9月分の2件と定期監査2件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理された請願及び陳情は、お手元に印刷配付のとおり陳情4件であります。会議規則第92条の規定により、陳情第10号から陳情第13号までの4件を福祉産業建設委員会に付託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、第71号議案から第79号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第71号議案から第77号議案までの7議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず初めに、第71号議案 幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の1ページからお開きいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、1ページ及び2ページとなっておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、人事行政の運営等の状況の公表事項に、職員の人事評価、休業及び退職管理を追加し、その他字句等の整理を行うものであります。なお、地方独立行政法人等の一部改正については、該当はございません。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第72号議案「幸田町災害派遣手当の支給に関する条例等の一部改正について」でございます。

議案書は3ページからをお願いいたします。また、議案関係資料につきましては、3ページから8ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものとして、「幸田町災害派遣手当の支給に関する条例」、「幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「幸田町職員の育児休業等に関する条例」、「幸田町職員の給与に関する条例」、「幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例」が該当いたしまして、内容が変わるものではございません。その他、字句の整理を行うものとして、「幸田町職員の特殊勤務手当に関する条例」を一部改正するものでございます。

なお、地方独立行政法人法の一部改正については該当はございません。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、第73号議案「幸田町税条例等の一部改正について」でございます。

議案書の5ページからをお願いいたします。また、議案関係資料につきましては、9ページから21ページとなっておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い必要が

あるからであります。

改正の主な概要につきましては、第1条関係では、徴収猶予及び換価の猶予について、地方税法の改正により一定の事柄については、地方公共団体の条例で規定することとされることに伴い、第10条から第14条において、徴収の猶予及び申請による換価の猶予の申請手続及び納付方法などについて規定し、職権による換価の猶予については、納付方法や書類の提出の求めなどについて規定するものであります。

さらに、これらの各猶予に共通して猶予期間の延長についても、手続等について規定を設け、担保の徴収については、猶予に係る金額が100万円以下、または、猶予の期間が3カ月以内の場合などは不要とすることを定めるものであります。

また、この第1条関係では、猶予制度のほかに、個人町民税の納期について、通常の納期の期間以外にも納期を定めることができるように改正し、軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請期限について、現行の「納期限前7日まで」を「納期限まで」と期限の延長をする改正を行い、その他、字句の整理をするものでございます。

次に、第2条及び第3条につきましては、未施行分の一部改正条例の一部改正を行うものであり、第2条関係につきましては、第1条関係の改正に伴い、字句を整理するものであります。

続きまして、第3条関係は、納付書及び納入書に記載を予定しておりました「法人番号」を国が運用を整理し、記載しないこととしたことに伴い改正するものであります。

施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。ただし、第1条関係のうち、第38条第2項の個人町民税の納期に関する規定及び第2条関係、第3条関係の規定については、公布の日から施行するものであります。

経過措置につきましては、徴収の猶予及び換価の猶予に関する経過措置といたしまして、「改正後の規定は、施行日以後にされるこれらの猶予について適用し、施行日前にされるこれらの猶予については、なお従前の例による」とするものであります。また、軽自動車税及び特別土地保有税に関する経過措置といたしまして、「改正後の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税及び特別土地保有税について適用し、平成27年度分までのこれらの税については、なお従前の例による」とするものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、第74号議案「幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」であります。

議案書の11ページからをお願いいたします。議案関係資料につきましては、22ページから32ページでございますので、併せてご覧いただきたいと思います。と存じます。

提案理由といたしましては、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、消防団員等の公務災害補償における傷病補償年金、障害補償年金、または、遺族補償年金の支給について、火災、暴風等の災害活動で公務災害になった場合は、加算額を支給することとなっており、現行では、他の法律による給付との調整を受け、それぞれの場合に応じて70%から90%程度の調整率を乗じた額を支給するため、加算された部分についても70%から90%の調整率を乗じて減額支給

することになっております。

今回の改正により、訓練等、その他の活動で公務災害を受けた場合と区分し、火災、暴風等の災害活動で公務災害になった場合には高い調整率を用いることにより、実質的に加算された部分は減額せずに満額支給するように変更するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

続きまして、第75号議案「指定管理者の指定について」でございます。

議案書の19ページからをお願いいたします。関係資料は33ページから34ページでございます。あわせてお願いいたします。

本議案につきましては、ハッピーネス・ヒル・幸田の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するに当たり、新たに指定する団体を地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、ハッピーネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからでございます。

管理代行させる公の施設の名称は、「ハッピーネス・ヒル・幸田」で、指定する団体の名称及び所在地は、幸田町文化振興協会、幸田町大字大草字丸山60番地であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、第76号議案であります。

「指定管理者の指定について」でございます。

議案書は21ページからお願いいたします。関係資料につきましては、33ページから36ページでございます。併せてご覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、先ほど第75号議案と同様で、幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの指定管理者の指定期間が平成28年3月31日をもって終了するにあたり、次の指定管理期間に指定管理者として指定する団体について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるからでございます。

管理代行させる公の施設の名称は、幸田町高齢者生きがいセンターと幸田町高齢者ふれあいプラザの2施設で、指定する団体の名称は及び所在地は、公益社団法人、幸田町シルバー人材センター、幸田町大字横落字竹ノ花32番地でございます。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年でございます。

続きまして、第77号議案「岡崎市こども発達センターの幸田町の住民の利用について」でございます。

議案書の23ページからでございます。関係資料につきましては、37ページから39ページでございます。よろしくお願いいたします。

本議案につきましては、平成29年4月の開所をめぐり、「岡崎市福祉の村」内に整備が進められます「岡崎市こども発達センター」を幸田町の住民の利用に供するために

議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、地方自治法第244の3第3項の規定により必要があるからでございます。

「岡崎市こども発達センター」の利用方法につきましては、岡崎市が制定する条例及び規定によるものとし、整備、運営に係る経費の負担につきましては、両市町の長が協議して定めるものとするものであります。

また、利用開始につきましては、「岡崎市こども発達センター条例」の施行の日からとするものでございます。

以上、第71号議案から第77号議案までの単行議案についての説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、補正予算関係の2件につきまして、提案させていただきます。

まず、第78号議案「平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）」につきまして説明させていただきます。

補正予算の1ページをお開きいただきたいと思います。議案関係資料につきましては、40ページから43ページでございますので、よろしく願いいたします。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ666万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ141億2,576万3,000円とするものであります。

また、第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページをご覧いただきたいと思います。

指定管理者制度導入から10年が経過しまして、改めて平成28年から平成32年までの指定管理料として、ハッピーネス・ヒル・幸田16億2,500万円、高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ3,970万円の債務負担と発達に心配のある子どもに対する相談、医療及び療育を総合的に行う施設として、平成29年4月の開所を目指し整備を進めております岡崎市こども発達センターの幸田町民利用に係る整備に要する負担金として3億9,745万1,000円を平成29年度から平成45年度まで債務負担をお願いするものであります。

それでは、主な補正内容を説明させていただきますけれども、まず歳入につきましては、補正予算説明書8ページをご覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金につきましては、選挙権年齢の18歳への引き下げに関連し、選挙人名簿システム改修費補助金の新規計上と私立幼稚園就園奨励費補助金の増額を追加するものであります。

次に、75款繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を追加し、全体を調整いたしました。

続きまして、歳出につきましては、補正予算説明書10ページからをご覧いただきたいと思います。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いするものでありますが、内容といたしましては、人事異動等に伴うものが主なものでございます。

15款総務費の総務管理費におきましては、コミュニティバス管理運営事業で、嘱託

職員の報酬を減額し、非常勤職員の賃金を新規計上するものであります。また、選挙費におきましては、選挙権年齢の18歳への引き下げに関連し、選挙人名簿システム改修委託料を新規計上し、4月26日に執行の幸田町議会議員選挙が無投票であったことに伴い、幸田町議会議員選挙執行事業を減額するものでございます。

次に、35款農林水産業費につきましては、国営矢作川総合農業水利事業におきまして幸田土地改良区県管理負担補助金、単県土地改良事業におきまして幸田土地改良区の補助金、そして、農業集落排水特別会計への繰出金をそれぞれ追加するものであります。

次に、55款教育費につきましては、小学校管理一般事業におきまして、平成28年度の入学児童対応のために、特別支援学級に空調設備工事等、また、幸田小学校整備事業におきまして、平成28年度に予定しております校舎増築に伴い必要となつてまいりました樹木移植工事費を新規計上するものであります。

以上が平成27年度幸田町一般会計補正予算（第4号）でございます。

続きまして、第79号議案「平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、説明させていただきます。

別冊の補正予算の予算書17ページをお願いいたします。議案関係資料につきましては、40ページからでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,188万8,000円とするものでございます。

補正予算説明書24ページをご覧くださいと思います。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を追加し、財源調整による全体予算額を調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書の26ページをご覧くださいと存じます。

消費税等の確定及び中間納付額の算定により、消費税納付額の増額により公課費を追加するものであります。

以上が平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

以上で、平成27年第4回幸田町議会定例会に提案いたしました、単行議案7件、補正予算2件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。慎重に御審議をいただきまして、全議案とも御可決、承認を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いいたします。

次回は、12月3日木曜日午前9時から再開いたしますので、よろしく申し上げます。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を第1委員会室にて開催いたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。委員会は9時50分から行いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本日の提案理由は終わりました。

これにて、散会といたします。

散会 午前 9時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成27年12月1日

議 長

議 員

議 員